

水兵分隊士官職務章程

第一条

分隊長ハ大中尉ヲシテ之レヲ主タラシメ少尉或ハ少尉補ヲシテ之レガ副タラシムヘシ

但シ小艦ニ在ツテハ少尉ヲシテ分隊長タラシムル事モアルヘシ

(分隊長順序)

第二条

分隊長ハ任官ノ先後ニ従ツテ第一分隊或ハ第二分隊等ヲ分掌スヘシ

(分隊長擔任)

第三条

分隊長ハ被服丘陵勤怠獎勵轉乘等部下兵員身上ニ関ハル一切ノ事ヲ專ラ擔任シ深切ヲ旨トシ部下ノ兵員ヲシテ善ク其職務ヲ勉勵セシムヘシ

(定服着用)

第四条

分隊長ハ朝夕點檢ノ節部下ノ兵員本日ノ令ニ從ヒ定服ヲ着シ毛髮身体衣服等ハ不潔ナラサルヤ否ニ注意スヘシ

(兵器齊頓)

第五条

分隊長ハ其分隊ノ砲及ヒ砲具其他兵器ノ常ニ齊頓セルヤ又夕操練ノ節各員活発沈静ナルヤ否ニ注意シ若シ不齊怠慢アルヲ見ハ之レヲ教諭シ尚報告ヲ要スル時ハ之レヲ副長ヘ届出ツヘシ

(悪弊矯正)

第六条

分隊長ハ部下兵員ヲシテ其行状ヲ端正ナラシメ若シ部下中ニ悪弊ノ行ハル、事ヲ認メハ之レヲ矯正シ又夕事業ハ勤メテ活発ニシテ熟達セシムルヤウ常ニ之レヲ獎勵スヘシ

(黜陟進退)

第七条

分隊長ハ豫テ部下兵員業前ノ精否ト行状ノ良否等ヲ熟知スヘシ又夕部下兵員ノ黜陟進退ニ當リテハ艦船長ニ對シ己レノ意見ヲ陳述スルヲ得ヘシ

(被服點檢)

第八条

分隊長ハ被服ノ袖章及ヒ左右舷直章定制ニ協フヤ否ヲ點檢シ又夕被服ノ員數ヲ點檢シテ之レヲ衣服點檢表ニ記載シ若シ不足品アラハ其事由ヲ記シテ之レヲ副長ヘ報告スヘシ

(被服洗淨補繕)

第九条

分隊長ハ點檢ノ節被服等不潔或ハ破損アル者ヲ認ムル時ハ臨時ニ再ヒ之レヲ洗淨或ハ補繕セシメ然メ再ヒ之レヲ點檢スヘシ

(数度不潔破損)

第十条

分隊長ハ被服點檢ノ節数度不潔或ハ破損アル者等ヲ認メハ之レヲ副長ヘ報告スヘシ

(釣床衣囊點檢)

第十一条

衣囊ノ番号ハ釣床ニ同シクシ及ヒ衣囊番号ノ周圍ニハ輪

索ヲ縫着セシムヘシ
(釣床洗濯點檢)

第十二条

分隊長ハ釣床洗ヒ點檢ノ節釣床清潔ナルヤ又夕番号書改メ及ヒ補繕ヲ要スルモノ並ニ不潔ナル時ハ再ヒ之レヲ補繕或ハ洗濯ヲ為サシメ再ヒ之レヲ點檢スヘシ

(留紐)

第十三条

分隊長ハ洗濯點檢ノ節各員衣服ヲ干綱ヘ懸ル留紐及ヒ釣床毛布ノ四隅ノ留紐ヲ設ケタルヤ改ムヘシ

(給料等渡方)

第十四条

分隊長ハ給料其他給與ノ節主計課ニ立會艦籍番号ヲ以テ部下ノ兵員ヲ集會スヘシ

(手帳)

第十五条

分隊長ハ部下ノ兵員他ノ分隊或ハ他艦船營ヘ轉換ノ節 hands 手帳ヲ檢査捺印シ之レヲ艦船長ヘ差出スヘシ